



## 証 明 願

吉野ヶ里町長 多良正裕 様

平成11年3月に吉野ヶ里町が公共下水道事業に伴う基準点測量業務委託により作成した測量成果簿並びに新設した基準点は吉野ヶ里町の内部資料であり国土地理院の認証を受けていないこと。及び土地家屋調査士が業として新設した基準点の使用することを承認していないこと。

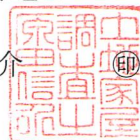
上記のとおり相違ないことを証明願います。

平成30年3月16日

願出人

佐賀市本庄町大字本庄18番地2

土地家屋調査士 原田信介



---

上記のとおり相違ありません。

平成30年3月23日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2  
吉野ヶ里町長 多良正裕



吉総第223号  
平成30年3月20日

情報公開請求却下通知書

原田 信介 様

吉野ヶ里町長 多良 正裕



平成30年3月8日に請求のありました情報公開について、次のとおり、請求却下の決定をいたしましたので通知します。

1 請求に係る情報の内容	平成11年3月に吉野ヶ里町が公共事業に伴う基準点測量業務委託により作成した測量成果簿並びに新設した基準点について国土地理院の認証を受けていないこと及び土地家屋調査が業としてその基準点を使用することを承認した文書
2 請求却下の理由	開示請求することができない者からの請求のため
3 担当課	環境課 電話(直通)0952-37-0335

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、吉野ヶ里町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、吉野ヶ里町を被告として(訴訟において吉野ヶ里町を代表する者は吉野ヶ里町長となります。)、提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのもの  
有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事業所又は事務所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者及び保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの